

広域自治体の北海道は、市町村に寄り添っているのだろうか。全国の都道府県最多となる一七九市町村を抱え、市町村との調整は難航を極めるのが常だ。道が二〇二六年四月に導入を目指す法定外目的税「宿泊税」を巡る一連の対応では、広域自治体の苦悩とともに、道の調整不足が垣間見えた。

道の宿泊税は「段階的定額制」で、宿泊料が一人一泊二万円未満で一〇〇円、二万円以上五万円未満で二〇〇円、五万円以上で五〇〇円を徴収する。段階的定額制を採用したのは、定率制を採用すると税額が一円単位となり、徴収に手間がかかるためだ。一方、倶知安町は一九年に宿泊料の一律二%を徴収する「定率制」を一九年に先行導入。道が「段階的定額制」を全道で導入すれば、同町では二つの税制が混在するため、道は、道の宿泊税を「段階的定額制」で徴収するよう同町に求めてきた。

倶知安町はこれに反発。徴収事務を担う宿泊事業者は、道の宿泊税は「段階的定額制」で、同町の宿泊税は「定率制」でそれぞれ税額を算出する手間がかかる。外国人観光客で活況にわく同町も人手不足で、宿泊事業者の省力化は欠かせない。同町は道の宿泊税を定率制で徴収できるような仕組みを要望した。

だが、道も倶知安町の要望を受け入れら

道庁切った振り

れなかった。宿泊料によって道の宿泊税額が他市町村と異なるケースが出てくるためだ。一月下旬の第四回定例道議会への関連条例案提出を急ぐ道に対し、道議会は同町との合意を要求。道は道の宿泊税を「段階的定額制」で徴収することを譲らないまま、システム改修費の支援を同町に提示したものの、同町は納得せず、協議は平行線をたどった。

局面が変わったのは一月十九日。道は第四回定例道議会への条例案提出に踏み切る考えを道議会が求める「合意」がないまま提出を強行した。倶知安町は反発し、道議も一般質問で「倶知安町との協議を継続し、納得感の醸成が求められる」などと苦言を呈した。

道が条例案提出の根拠としたのは、税率や税目を決める権限が自治体にあるという「課税自主権」。道はこれを盾に倶知安町に合意を求め、同町は「道の課税自主権を主張されたら『それはそうですね』と言うしかない」と困惑した。

事実上、倶知安町の説得を断念した道にも言い分はある。札幌市や旭川市など一五市町村も道と同じく二六年四月に宿泊税を導入予定で、開始時期を合わせるには、第四回定例道議会への条例案提出は必須だった。導入に必要な総務相の同意手続きには三カ月かかり、道民への周知期間も一年は

確保したかったからだ。

国や業界団体、民間企業に加え、全国最多の一七九市町村を抱える道は、宿泊税に限らず、どの政策でも利害調整に苦慮する。道議らの主張にも耳を傾けなければならぬ。地方分権一括法の施行で国と地方が対等と位置付けられ、財政難にも直面し、「主体的な判断を示さない中二階」と揶揄されるに至った。JR北海道の路線見直し問題は、道の立ち位置を示す好例だろう。

宿泊税を巡る倶知安町との対立も、解決策を見出すのは難しい。しかし、道の苦しい立場を考慮しても、広域自治体として市町村に寄り添った対応だったとは言いがたい。道が定額制を軸とする方針を固めたのは一九年で、同町も同じ一九年に定率制で宿泊税を導入している。同町内で二つの税制が混在する可能性は五年前から目に見えており、早期から水面下で丁寧な調整を始めていけば、対立が深まることはなかったのではないだろうか。

導入スケジュールを優先し、倶知安町が口出しできない課税自主権を持ち出して強行突破した道。「ここまでするんだと恐怖すら感じた」。同町の関係者は道への不信感を募らせる。主体性がないと思われていた道の思わぬ強行は、今後、市町村との関係に禍根を残すことになりそうだ。

△銀▽